

# 海の事故情報（七管区） 【速報値】(1月17日～1月23日)

令和4年1月28日

船の事故	発生日	発生県	船舶種類	事故形態
	1月19日(水)	福岡県	漁船	単独衝突
	1月21日(金)	山口県	貨物船	衝突
	1月21日(金)	山口県	漁船	衝突
	1月21日(金)	大分県	漁船	運航不能
	1月21日(金)	山口県	漁船	運航不能
1月23日(日)	福岡県	貨物船	乗揚	

  

人の事故	発生日	発生県	事故区分	事故内容
	1月21日(金)	福岡県	マリレ以外の海浜事故	海中転落
	1月21日(金)	山口県	船舶海難によらない乗船者の人身海難	負傷

**1カ月に関門港砂津航路付近で  
同種乗揚げ事故2件発生！！  
航路航行義務を遵守しましょう！**

【問合せ先】  
第七管区海上保安本部交通部 安全対策課長 浦川  
安全対策調整官 川部  
Tel: 093-321-2931 (内線2640)

関門港内の関門航路及び砂津航路等は、港則法に定められた航路です。  
港則法によって汽艇等以外の船舶は航路航行義務（海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由がある場合を除く）がある他、航路接続部における優先関係等特定航法を守る義務があります。  
また、航路外の海域は浅所が多く、特に砂津航路の北側の海域は、極めて浅くショートカットを目的とした航路外航行による乗揚げ海難が多発しています。



**【事故事例①】**  
令和3年12月20日06:40頃、貨物船(499トン)は砂津東部岸壁を出港。関門航路を西航しようとしたが、砂津航路を外れ航路外を航行し、浅瀬に乗揚げたもの。

**【事故事例②】**  
令和4年1月23日09:05頃、貨物船(499トン)は砂津東部岸壁を出港。砂津航路から八幡鑑地向けのところ航路外を航行し、浅瀬に乗揚げたもの。

**航路外は浅い！**

**航路外は浅い！**

※実際の航海には海図を使用してください。

- ～乗揚げ事故を防ぐために～
- 最新の海図の使用
  - 自船が航行する水路調査の実施
  - 自船位置の常時確認
  - 航路航行の徹底や特定航法の遵守
  - 関門海峡海上交通センターへの事前通報及び位置通報
  - VHF 16CHの常時聴取による関門海峡海上交通センターの提供する情報の聴取等の徹底をお願いします。

関門港には上記以外にも多数のルールがあります。  
詳しくは、右の二次元コード「関門海峡マリンガイド」をご覧ください。

